

中小企業事業承継円滑化法の創設

5月9日、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(中小企業事業承継円滑化法)」が参議院本会議で可決、成立しました。この法律は、このところの中小企業の減少傾向に歯止めをかけるため、経営者(オーナー)死亡等時における事業承継が円滑に進められるよう支援する法律です。

この法律のポイントとしては、以下の3つにまとめられます。

1. 遺留分に関する民法の特例
2. (金融)支援措置
3. 相続税の課税についての措置



1. 遺留分に関する民法の特例

民法には、法定相続人に一定の相続権を保障する「遺留分」という制度があります。しかし、自社株や事業用資産まで遺産分けをしなければならなくなると、事業後継者が事業を継続することが困難になる場合が出てきます。

そこで、一定の手続きを経ることにより、後継者が先代経営者から生前贈与を受けた自社株について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない、または、遺留分の算定時における財産価額をあらかじめ決めておける(合意時の算定価額)という民法上の特例を受けられるようにしています。

2. (金融)支援措置

事業承継時においては、なにかと事業継続のための資金が必要になり、資金難に陥るケースがあります。そのような場合には下記のような資金調達の支援措置が講じられています。

- (1) 中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化すること
- (2) 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が必要な資金を貸し付けることを可能とすること

3. 相続税の課税についての措置

事業後継者にとっては、自社株相続に係る相続税も悩みの種です。高い相続税を支払ってまで、後継者に事業を継続させることに二の足を踏む経営者も少なくありません。

そこで、平成20年度中に相続税の課税について必要な措置を講ずることが定められました。これについては、自民党の平成20年度税制改正大綱において、自社株に係る相続税の80%を納税猶予する制度を平成21年度税制改正で創設することが明記されています。

この法律の施行日は平成20年10月1日。ただし、「遺留分に関する民法の特例」については、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされました。また、「相続税の課税についての措置」については、平成21年度税制改正で成立することになりますが、平成20年10月1日に遡って適用できることになりそうです。

内容の詳細は次頁につづく

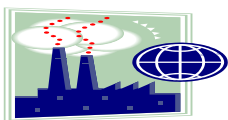
CONTENTS

中小企業事業承継円滑化法の創設	…P.1
取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度について	…P.2
平成20年度 その他の主要税制改正項目	…P.3
電話対応コンクール	…P.4
ワンポイント<メタボ検診にまつわる費用の取り扱い>	…P.4
「基礎から学ぶ投資信託」	…P.5
労基署の調査と対応法とは	…P.6
ASAK 経営実践セミナーのご案内	…P.7
6月度の税務スケジュール	…P.7
今月の名言録	…P.8
無料相談会実施中!	…P.8



取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度について

この制度は、事業承継相続人が、非上場会社を運営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社の経営をしていく場合に、次の措置がとられます。

相続人が納付すべき相続税額のうち、相続前からすでに保有していた議決権株式等を含めて発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分を上限として、取得株式の課税価格の80%に対する相続税の納税が猶予される制度 (納税猶予制度)	現行	改正後
	相続した自社株に係る課税価格の10%を減額	相続した自社株に係る課税価格の80%を納税猶予
	発行済株式総数 20億円未満の会社	中小企業法上の中小企業 (株式総額要件は廃止)
	相続した株式のうち、発行済み株式総数の3分の2または10億円までの部分の低い方	軽減対象となる株式の限度額は廃止 (発行済議決権株式総数の3分の2以下の限度あり)

なお、この制度の適用を受けるためには、下記の要件を満たす必要があり、もしもその要件に該当しなくなった場合には、その時点で、猶予されていた税額にあわせて利子税も加算し、納税することが求められます。

また、この制度を利用して納税猶予を受けるためには、原則として、対象株式の全部を担保に供する必要があります。現時点ではこの担保方法は明らかになっていませんが、現在、延納時に取引相場のない株式を担保にすることが認められているのでこの制度においても同じ方法によるものと考えられます。

対象会社の要件

- ・中小企業法上の中小企業であること(資産管理法人は除く)

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下



被相続人の要件

- ・会社の代表者であったこと
- ・被相続人と同族関係者と合わせて、50%超の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主であったこと

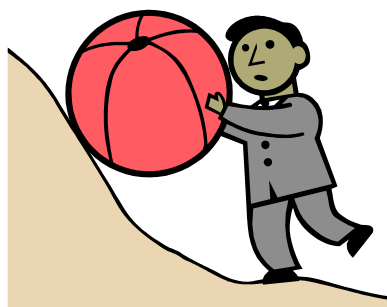
相続人の要件

- ・会社の代表者であること
- ・被相続人と同族関係者と合わせて、50%超の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主となること

5年間の事業継続の要件

- ・継続して会社の代表者であること
- ・継続して雇用の8割以上を維持すること
- ・継続して相続した対象株式を保有すること
 (5年経過後も、相続人が死亡前に譲渡した場合には、納税猶予分の納付義務及び利子税が発生するので注意)

個人的な見解ではありますが、制度上非常に縛りも多く、今後の事業運営にも影響が大きいので、現実的にこの制度を活用される会社は、思ったより少ないのではないかと考えます。制度上、決して減税されるわけではなく、ただ納税が猶予されるだけなので、その選択にあたっては注意が必要かと思えます。



特に注意すべき項目

- ・会社経営上相当の制約を受けること
- ・自社株換金のチャンスを犠牲にすること
- ・納税猶予を選択しても、なお20%分については納税が必要なこと
- ・分散株式の集約が必要なこと

平成20年度 その他の主要税制改正項目

法人関連税制(中小企業関連)

項目	改正前	改正後	増減	適用時期
研究開発税制	総額型と増加型を合わせて 税額控除上限は法人税額の20%	高水準型を新設し、増加型との選択 適用。また総額型と合わせて 税額控除上限は法人税額の30%	減税	H20.4.1以後 開始事業年度
情報基盤強化	情報システムの 取得価額の合計額300万円以上	・取得価額の要件緩和 70万円へ ・対象システムの追加 ・資本金10億円超の法人は 合計金額の上限が200億円に	減税	H20.4.1以後 開始事業年度
減価償却制度	機械および装置の区分が390区分	・機械および装置の区分を55区分へ ・法定耐用年数も概ね短縮化 ・耐用年数の短縮特例手続き簡素化	減税	H20.4.1以後 開始事業年度
人材投資税制	・教育訓練費が比較教育訓練費の 額を超える場合に適用 ・総額に教育訓練費増加割合(最大 20%)を乗じた額を税額控除	・労働費用に占める教育訓練費の 割合が0.15%以上の場合に適用 ・総額に教育訓練費割合に応じた 税額控除率を乗じた額を税額控除	減税	H20.4.1以後 開始事業年度
交際費	400万円/年まで90%を損金算入	適用期限を2年延長	減税	H22.3.31まで
少額 減価償却資産	30万円未満の少額減価償却資産を 総額300万円まで損金の額に算入	適用期限を2年延長	減税	H22.3.31まで
欠損金繰戻還付	5年間の欠損金繰戻還付の特例	適用期限を2年延長	減税	H22.3.31まで

個人関連税制

項目	改正前	改正後	増減	適用時期
株式譲渡益課税	上場株式等の譲渡益につき軽減 (所得税7%、住民税3%)	上場株式等の譲渡益の税率 (所得税15%、住民税5%) 但し年間500万円以下は従来通り	増税	H21.1.1 ~ H22.12.31 まで
配当所得課税	上場株式等の配当につき軽減 (所得税7%、住民税3%)	上場株式等の譲渡益の税率 (所得税15%、住民税5%) 但し年間100万円以下は従来通り	増税	H21.1.1 ~ H22.12.31 まで
損益通産制度	*****	上場株式等につき、株式等の譲渡 損失を配当から控除	減税	H21年所得税 H22年住民税
住宅の省エネ 改修促進税制	*****	一定の省エネ工事に係る住宅ローンの 残高の一定割合を所得税から控除	減税	H20.4.1 ~ 12.31居住分
	*****	一定の省エネ工事をした場合に、 120㎡/戸まで翌年の固定資産税減額	減税	H20.4.1 ~ H22.3.31
長期優良住宅 の特例	*****	一定の基準に適合する住宅の特例 ・登録免許税 0.1% ・不動産取得税 課税標準額から 1300万円控除 ・固定資産税も一部減税	減税	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 施行の日から、 H22.3.31まで の取得分
土地の 登録免許税	軽減税率1000分の10	H21.4 ~ H22.3まで 1000分の13 H22.4 ~ H23.3まで 1000分の15	増税	H23.3.31まで

(「平成20年度税制改正ハンドブック」日本実業出版社刊より抜粋)

電話対応コンクール

昨年度、弊社スタッフからも2名出場した「電話対応コンクール」が下記の日程にて開催されます。電話対応コンクールとは、正しく美しい日本語を守り伝えるとともに、各企業の電話対応サービスとトーク技術のレベルアップを図るために毎年実施されているものです。

是非この機会に、会社の顔ともいえる「電話対応」について、自社の客観的評価を確認し、さらにレベルアップをはかるため、ご参加されてみてはどうでしょうか？

ちなみに弊社においても数名が今年もチャレンジする予定にしています。



地区大会

名古屋 平成20年9月11、12日

三河 平成20年8月29日

尾張 平成20年9月5日

参加申し込み

平成20年6月20日まで

(日本電信電話1-ザ-協会)

全国大会までである大会で
今年は広島で11月開催予定

One Point

メタボ検診にまつわる費用の取り扱い

国税庁が「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」という文書回答事例を公開しました。これは、いわゆる「メタボ検診」が今年4月から開始されたことに伴い、健診により特定保健指導を受けた場合の自己負担額について、医療費控除の取り扱いを明らかにしたものです。

メタボ検診は、生活習慣病などの原因とされる「メタボリック症候群(内臓脂肪症候群)」の改善を目的としたものです。40～74歳の保険加入者は特定健康診査の健診義務があり、腹囲、血圧、血糖値、コレステロール値の4項目の検査を受け、それらが一定の基準値を超えるとメタボリック症候群と判定され、そのリスクのレベルによって「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」といった「特定保健指導」を受けることになるのです。

ところで、この特定健康診査と特定保健指導については、各保険者の判断により受診者本人の一部負担(自己負担)が認められています。

この自己負担した部分については、「特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる」場合には、通常の診療又は治療費が医療費控除の対象となることになりました。(所法73、所令207、所規40の3二)

今回の文書回答では、この「特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる」場合について、「日本高血圧学会(血圧測定)、日本動脈硬化学会(血中脂質検査)、日本糖尿病学会(血糖検査)の診断基準を満たす者」と明らかにした上で、その対象者が特定保健指導を受けた場合の自己負担額を医療費控除の対象となる医療費に該当するとされました。さらに、「特定健診のための費用は医療費に該当しないが、その結果が上記の高血圧症・糖尿病等と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健診を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、その特定健診のために要した費用は医療費控除の対象となる医療費に該当する」ことも明らかにされています。

ただし、「特定保健指導に基づく運動そのものの実践の対価や食生活の改善指導を踏まえた食品の購入費用」は、医療費に該当しないことから医療費控除の対象とならないようです。また、この医療費の控除を受けるためには、特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書、及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書を確定申告書に添付する必要がありますとのことです。



頭の体操



同じ長さのA、B、2つのローソクがあります。A、Bの材料がちがうので、Aは一定の速さで燃えて3時間で燃え尽きますが、Bは一定の速さで燃えて4時間で燃え尽きます。

同時に、A、B、2つのローソクを燃やし始めて午後4時には、燃え残りの部分がBはAの2倍になりました。

何時何分にローソクを燃やし始めましたか。

(浜学園「小6算数 演習教材」より)

回答はP.7の下部にあります

「基礎から学ぶ投資信託」～ 長期保有したほうがいいのか？

投資信託へ投資する場合には長期保有が有利であるとか、リスクが減少するとかいわれますが、その訳はどうしてでしょうか？ 長期で投資すると、時間を味方につけることができ、短期投資では見えなかった幾つかのメリットが現れてきます。そこで今回は、この長期保有のメリットについて少し考えてみたいと思います。

メリットその1『長期保有は複利の効果をとり込むことができます』

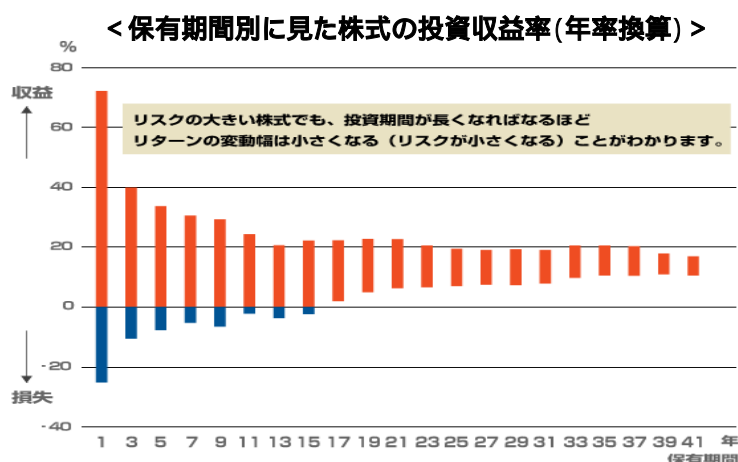
長期で運用する最大のメリットは、複利の効果を最大限に発揮できるという点です。これは長い期間、投資を続けていると、途中に発生する利子や分配金などを再投資することができ、利子や分配金にも利息をつけることができるためです。このように長期投資は複利の効果を最大限に取り込むことができます。

メリットその2『長期保有は運用リスク(値動きの幅)が縮まります』

投資信託を5年、10年と長く持ち続けると、値動きの幅(リスク)が縮まってくるということが知られています。値動きの幅が縮まるということは、安定した運用が行われるということです。つまり長期に保有した方が、リスクの管理を行いやすいといえるのです。

右のグラフは、株式を保有した期間(1~41年間)毎に、どれくらいの収益が得られたか、その率が変化していく様子を示したものです。

例えば、1年間だけ保有した場合、最も良かった年には72%の値上がりとなりましたが、最悪の年には、25%も値下がりとなっています。しかし、保有期間が長くなる(グラフでは右に行く)につれ、この変動幅は小さくなり収益は安定します。つまり短期間しか保有しない場合に比べて、長期保有の投資スタイルは、それだけでリスク(値動きの幅)を小さくすることが期待できるのです。



メリットその3『長期保有はコストの負担を軽くできます』

長期に投資信託を保有するメリットの一つには、購入時、解約時にかかってくる手数料の負担を軽減する効果もあげられます。投資信託の購入時に手数料を3%とられるとして、この場合運用期間がわずか1年だとせっかく出た収益に与えるマイナスの影響は3%ですが、運用期間が3年とすると3年平均にならされ、マイナスの影響は1%に縮小します。

NISCO取り扱い主要ファンドの運用実績

ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (5/27)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	1年	3年	
HSBCインド オープン	HSBC投信	2004年 11.30	26,238円	-5.1	5.7	37.0	1,370億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC投信	2002年 1.31	34,371円	3.8	12.3	37.7	440億円
HSBCブラジル オープン	HSBC投信	2006年 3.31	15,965円	5.5	7.3	-	1,482億円
HSBCBRICS オープン	HSBC投信	2005年 9.30	18,519円	4.6	10.5	-	704億円
AIGコモディティ ファンド	AIGインベ ストメンツ	2006年 4.4	12,109円	6.6	8.2	-	24億円
SGロシア東欧 株ファンド	SGアセットマ ネジメント	2005年 3.31	15,093円	0.5	-5.8	27.5	149億円

労基署の調査と対応法とは

労働基準監督署の調査で未払賃金の支払いを命じられるとの報道を最近よく見かけます。労働基準監督署の調査は、事業内容や規模を問わず、すべての企業が対象となり得ます。

なかでも、元従業員からの通報によって行われる調査の増加が目立っています。この通報のほとんどが賃金未払いに関するもので、通報を受けての調査はほとんどのケースで行われているようです。

1.調査の種類

定期監督	1つの企業に3～5年に1回の周期で入るのが一般的。事前連絡あり。
申告監督	従業員などから通報(違反の申告)があった場合の調査。申告内容により事前連絡がない場合もある。法律違反があるという前提で通報された内容を重点的に調査される。
災害時監督	業務中に大きな労災事故が発生した場合、事故の再発を防ぐために行われる調査。事故現場だけでなく安全管理体制などについても調査される。
再監督	調査後、指摘事項が是正されているかを確認するもの。

2.労働基準監督官の権限

調査は、労働基準監督官によって行われます。

監督官は、工場、事務所、社員寮など企業の事業に関係するところに立ち入って帳簿や書類の提出を求めることができます。また、使用者や労働者に対して尋問を行うことも可能です。

税務調査の調査官は検察が動かなければ逮捕できませんが、監督官は、特別司法警察職員として、会社を強制捜査したり、使用者を逮捕することができます。



3.調査される項目

労働時間の管理・サービス残業

労働基準監督署が最も関心をもっているといえる項目です。調査のポイントは、

- ・労働時間が適切に管理されているか
- ・法定労働時間(1日8時間、1週40時間)が守られているか
- ・法定労働時間を超えて労働させる場合、残業・休日労働に関する労使協定書(36協定)の締結と届出が済んでいるか
- ・時間外手当が適切に支払われているか

これらについて、法定3帳簿(労働者名簿・賃金台帳・出勤簿)を見て確認します。

賃金台帳の記載事項

賃金台帳の備え付けは義務です。法定記載事項が記載されているかの確認を行います。

労働条件の通知

労働者を採用するときは、賃金・労働時間・その他必要な労働条件を明示しなければなりません。調査では、雇入れ時にこれらの書類を労働者に渡しているか、必要な労働条件を明示しているかが確認されます。

その他のチェック項目

就業規則

- ・監督署に届出しているか(従業員10人以上の場合)
- ・就業規則の内容そのものが法律に合致しているか
- ・最新の法令に適合しているか など

賃金控除

- ・賃金台帳や給与明細の控えを見て、法的に許されているもの以外の控除があれば、労使協定書の有無やその手続きが確認されます。

定期健康診断

- ・実施状況、特に年1回行われているかを調査します。

有期労働者の契約更新

- ・契約更新等が法的に問題なく実施されているかが確認されます。労働契約書に更新の有無に関する記載があるか、契約どおりに更新がなされているかといったことを調べられます。

(参考:企業実務5月号)

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ お金の残るキャッシュフロー経営のツボ ～

経営者の皆様も、「キャッシュフロー計算書」を一度は目にされたことがあると思います。数年前にはちょっとしたブームになり、書店の会計専門書コーナーのかなりのスペースを占めるほどでしたが、最近では片隅に追いやられてしまいました。

では、キャッシュフロー計算書はあまり重要ではなくなったのでしょうか？

実は、わが国の大多数の会社で行われている損益計算書中心の単年度経営(当年度予算、当年度実績、前年度実績の三者比較)には、制度的欠陥があります。経営者の方々からの相談事では「利益は出ているのにお金がない」という声もよく聞かれますし、「黒字倒産」も無くなったわけではありません。また、資金調達先である金融機関も、キャッシュフローを重視するようになってきました。

今回のセミナーでは、このように経営にとって重要となっているキャッシュフロー計算書について、基本的な仕組みや作成の仕方だけでなく、経営に生かす分析のポイントまで解説します。



【予定している主な内容】

- ・キャッシュフロー計算書のしくみ
- ・損益計算書や貸借対照表との違い
- ・キャッシュフロー計算書を使った企業分析
- ・キャッシュフローを改善するポイント など

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時	7月10日(木) 18:30～20:30 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)
講師	ASAK 浅岡会計事務所 藤田 智明
場所	名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費	3,000円 (会場、資料代)
定員	20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。
申込	7月4日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135・0145



6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(火)
4月決算法人の確定申告	申告期限 6月 30日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(月)
10月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 6月 30日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 6月 30日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 6月 30日(月)
個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

「頭の体操」の回答 午後1時36分

今月の名言録

両極端をあわせ持つ



経営者は、バランスの取れた人間性を持たなければなりません。

事業では、常に決断を迫られます。あるときには、幹部から従業員、銀行まで一斉に反対される中で、なお、自分の信念に基づいて、「敵は幾万ありとてども」の気概で断行することも必要でしょう。また、あるときは、一従業員の言葉に謙虚に耳を傾け、自分の計画を、勇気をもって取り下げる必要もあるでしょう。

つまり、慎重さと大胆さの両方が必要なものであって、大胆でも慎重でもない、中庸だという意味ではありません。決断を迫られる経営者に求められ

ているのは、単なる円満な人格ではないのです。

「一流の知性とは、二つの相対立する考えを同時に心に抱きながら、しかも正常に機能し続けられる能力をいう」と、アメリカの作家F・S・フィッツジェラルドが述べています。

つまり、従業員に対する接し方にしても、あるときには「泣いて馬鹿を切る」ごとく冷酷なまでに厳しく、あるときには仏のとき人情味あふれる態度を示すことが、経営者には必要でしょう。

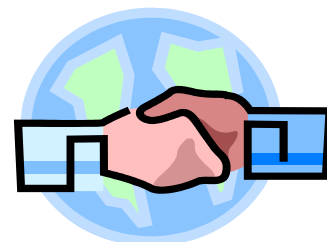
相反する両極端をあわせ持ち、局面によって正常に使い分けられる人格が、バランスのとれた人間性なのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

